

振動規制法 特定施設の種類の種類

特定施設について (振動規制法施行令別表第1)

1	<p>金属加工機械 (イ～ホ)</p> <p>イ 液圧プレス (矯正プレスを除く) ロ 機械プレス</p> <p>ハ せん断機 (原動機の定格出力が 1kw 以上) ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤフォーマーマシン (原動機の定格出力が 37.5kw 以上)</p>
2	圧縮機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kw 以上)
4	織機 (原動機を用いるもの)
5	<p>コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上) 並びに</p> <p>コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が 10kw 以上)</p>
6	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.2kw 以上)</p>
7	印刷機械 (原動機の定格出力が 2.2kw 以上)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機 (ジョット式のものに限る)